

## はじめに

水道は、健康で快適な日常生活をはじめ各種の産業活動の発展や都市機能を維持するために欠かすことのできない社会基盤施設として、重要な役割を担っています。

本県の水道は、水道事業者をはじめ関係者各位のたゆまぬ努力のもと、平成14年度末の普及率で98.9%と完全普及といえるまでに普及していますが、地震対策、鉛管問題、市町村合併に伴う水道事業の統合など、今後取り組まなければならない多くの課題を抱えています。

こうした水道を取り巻く状況の変化に対応するため、平成14年4月に水道の管理業務に関する第三者委託の制度化等を規定した改正水道法が施行されました。さらに、平成15年には水道水質基準が約10年ぶりに全面的に見直され、平成16年4月1日から新水質基準が施行されます。水道事業者は地域性・効率性を勘案した水質検査を行うことができるとともに、水質管理の透明性を確保するため、水道水質検査計画の策定及び水質検査結果も含め当該計画を需用者へ公表することが義務づけられました。

各水道事業者におかれましては、サービス水準の維持に必要な財政基盤・技術基盤を確保できるよう最適な経営形態を選択するとともに、需要者の求める情報公開、広聴活動を積極的に進め、需要者の立場に立った水道を実現していただくようお願いするところであります。

県としましても、広域に取り組むべき水道水源の水質保全、湯水対策、震災等の災害対策、健全な水循環の構築等について、水道事業者や県民の皆様と協力しながら積極的に取り組んでいきたいと考えております。

このたび、水道事業者並びに関係者各位のご協力により「平成14年度三重県の水道概況」を作成しました。ご協力をいただきました皆様に厚く御礼申し上げますとともに、本書が水道事業推進の一助となれば幸いに存じます。

平成16年3月

三重県環境部水環境チーム  
マネージャー 小田 幸一